

相楽郡広域事務組合議会の定例会の招集時期を定める規則

(昭和56年8月制定)

相楽郡広域事務組合議会の定例会は、年に2回招集するのを常例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。